

尾張旭市介護認定調査事務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）の規定に基づき、日常生活を営むうえで介護や支援が必要となった被保険者が、必要な介護保険サービスを受けるために、介護等が必要な程度を決定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を尾張旭市（以下「市」という。）が実施するにあたり、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等について、面接による調査（以下「認定調査」という。）が必要となる。

本プロポーザルは、法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、認定調査に関する事務等を指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）委託するにあたり、最も業務の遂行に適している事務受託法人を契約候補者として選定するために実施する。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市介護認定調査事務委託

(2) 業務内容

法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく認定調査（新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査）に関する事務。詳細は「尾張旭市介護認定調査事務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 見積限度額

281,600,000円を上限とする。（5か年分）

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8・9年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、本プロポーザルの公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 法第23条に掲げる居宅サービス等の提供を行っていない者で、かつ、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないものであること。
- (7) 尾張旭市内及び近隣市町を実施場所として、法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく、要介護認定等認定調査を実施できること。
- (8) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の2第2項各号（第3号を除く。）の規定に該当しない者であること。
- (9) 高齢者福祉等に関する相談・支援又は要介護認定等認定調査の実績を有する者であること。
- (10) プライバシーマークの認定を取得している、又は令和8年中に取得見込みであること。
- (11) 愛知県から事務受託法人の指定を受けていること。なお、愛知県から事務受託法人の指定を受けていない場合も参加を認めるが、その場合の詳細は「尾張旭市介護認定調査事務委託仕様書」9(1)を参照すること。

6 選定日程

内容	日にち
公募開始	令和8年7月10日（金）

質問受付期間	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月21日（火）まで
質問回答期日	令和8年7月24日（金）
参加表明書等提出期限	令和8年7月31日（金）
企画提案書提出期限	令和8年8月10日（月）
プレゼンテーション	令和8年8月17日（月）
審査結果通知	令和8年8月21日（金）予定
契約締結	令和8年度中を予定
業務開始	令和9年4月 1日（木）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書表紙（様式2）
- (3) 法人概要（様式3）
- (4) 尾張旭市介護認定調査事務委託見積書（様式4）
- (5) 誓約書（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式6）に記入し、令和8年7月21日（火）までに市健康福祉部長寿課に電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年7月24日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出書類に関する留意事項

書類には、法人名の記載と契約締結権者氏名を記載して提出すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部長寿課介護保険係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類（各様式（カ及びキを除く。）：原本1部、写し5部とする。）

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 法人概要（様式3）

エ 尾張旭市介護認定調査事務委託見積書（様式4）

オ 誓約書（様式5）

カ プライバシーマークを取得していること及びその更新回数を証明する書類（原本不要、写し6部）

※ プライバシーマーク未取得の場合は、不要。ただし、取得ができた時点で書類を提出すること。

キ 次の各社会的価値の実現に資する取り組みを行っている場合は、その取組に係る登録証や認定書等、内容を証明する書類（原本不要、写し6部）

(7) 女性の活躍促進に関する取組（愛知県が実施する「女性の活躍促進宣言」の提出、「あいち女性輝きカンパニー」の認証、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」等）

(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県が実施する「ファミリー・フレンドリー企業」の登録、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」等）

(ウ) 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES及びエコステージの認証、登録）

(エ) 障害者雇用等に関する取組（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。障害者雇用促進法）に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）

ク 参考見積内訳書等（様式任意）

ケ その他独自提案に関する企画提案書及び参考見積書（様式任意）

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 写し（10(1)カ及びキにあっては、写しのうち5部とする。）には、提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。

イ 提案書の書式等

(ア) 提案書は、A4判（縦横は任意）、横書き、20ページ以内（両面印刷）で記載し、ページ数を付番すること。

(イ) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

ウ その他独自提案に関する企画提案について

市では、要介護認定等申請者に対する認定結果の通知に時間を要していることから、その短縮につながる独自提案があれば受け付けるため、企画提案書に含めて記載すること。なお、独自提案の内容実現に要する費用は、4に示す見積限度額以内とすること。ただし、様式4には含めないこと。提案内容は、実現可能性及び有用性の状況等を踏まえ、14に示す業務について協議する際に合わせて協議の上、実施する場合がある。

エ 法人概要について

法人概要については、パンフレット等の概要資料で代用可能とする。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部長寿課介護保険係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 プレゼンテーション

提案の内容等を評価するため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和8年8月17日（月）

※ 詳細については、参加者に別途連絡する。

(2) 場所

尾張旭市役所

(3) 内容

制限時間 20 分以内で、提出された提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。その後、10 分程度の質疑応答時間を設ける。

(4) その他

ア 必ず本業務に直接携わる者が出席すること。

イ 詳細については後日通知する。

ウ 企画提案書内容を投影する場合、パソコン、プロジェクター、スクリーン及び延長コード等の必要機器は参加者が準備するものとする。

エ 企画提案書以外の資料の使用や投影は認めない。

13 審査方法

(1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者に選定する。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、令和 8 年 8 月 21 日（金）（予定）に参加者全員に対し書面にて通知する。なお、文書発送後、審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。また、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

(1) 市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者とし、当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約の前に、提出書類に基づき、5 に定める参加資格要件の確認を行い、契約候補者に本プロポーザルへの参加資格がないと認めた場合は、次点の事業者を契約候補者とする。

15 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条各号に定める非公開情報（法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から事業者選定までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルによる選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所健康福祉部長寿課介護保険係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8144（直通）

F A X：0561-52-3749

電子メール：choju@city.owariasahi.lg.jp